

別 冊

介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の概要等について（情報）

目 次

解説編

- 1 平成 24 年度税制改正前の医療費控除制度の概要 1
- 2 平成 24 年度税制改正における医療費控除の改正 2
- 3 介護保険制度の下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱い . . . 3
- 4 障害者自立支援法等の下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱い . . . 3

資料 1 厚生労働省事務連絡（介護保険制度関係）

資料 2 厚生労働省事務連絡（障害者自立支援法等関係）

※ この情報は、平成 24 年 12 月 31 日現在の法令等に基づいて作成しています。

この情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示します。

旧所法	租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成24年法律第16号)による改正前の所得税法
所令	所得税法施行令
旧所令	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第100号)による改正前の所得税法施行令
改正所令	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第100号)

解説編

1 平成 24 年度税制改正前の医療費控除制度の概要

(1) 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、次の算式により計算した金額(200 万円が限度です。)を、医療費控除として、その年分の総所得金額等から控除することができます(旧所法 73①)。

$$\text{医療費控除の金額} = \left[\begin{array}{l} \text{その年中に支払った医療費の総額} \\ - \\ \text{医療費を補填する保険金等の金額} \end{array} \right] - \begin{array}{l} \text{総所得金額等の金額の 5\%相当額} \\ \text{(最高 10 万円)} \end{array}$$

(2) 医療費控除の対象となる医療費の範囲は、次に掲げるものの対価のうち、その病状その他一定の状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています(旧所令 207)。

- ① 医師又は歯科医師による診療又は治療
- ② 治療又は療養に必要な医薬品の購入
- ③ 病院、診療所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供
- ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術
- ⑤ 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話
- ⑥ 助産師による分べんの介助

(3) 介護保険制度の下における居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス(以下「居宅サービス等」といいます。)の対価に係る医療費控除については、次のとおり取り扱われています。

- ① 介護保険法に規定する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき利用する、イからヌまでに掲げる医療系サービスが医療費控除の対象とされています。

医療系サービス	
イ 訪問看護	へ 介護予防訪問看護
ロ 訪問リハビリテーション	ト 介護予防訪問リハビリテーション
ハ 居宅療養管理指導	チ 介護予防居宅療養管理指導
ニ 通所リハビリテーション	リ 介護予防通所リハビリテーション
ホ 短期入所療養介護	ヌ 介護予防短期入所療養介護

(注) 上記イからヌまでのほか、平成 24 年 4 月 1 日以後に行われる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。)」及び「複合型サービス(医療系サービスを含む組合せにより提供されるものに限り、生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。)」が含まれます。

- ② 介護保険法に規定する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき、上記①の表のイからヌまでに掲げる医療系サービスと併せて利用する、次のイからワまでに掲げる福祉系サービスが医療費控除の対象とされています。

福祉系サービス	
イ 訪問介護(生活援助中心型を除きます。)	チ 介護予防訪問介護
ロ 訪問入浴介護	リ 介護予防訪問入浴介護
ハ 通所介護	ヌ 介護予防通所介護
ニ 短期入所生活介護	ル 介護予防短期入所生活介護
ホ 夜間対応型訪問介護	ワ 介護予防認知症対応型通所介護

へ 認知症対応型通所介護	ワ 介護予防小規模多機能型居宅介護
ト 小規模多機能型居宅介護	

(注) 上記イからワまでのほか、平成 24 年 4 月 1 日以後に行われる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。)」及び「複合型サービス(医療系サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。))に限ります。」が含まれます。

(4) 障害者自立支援法の下における障害福祉サービス及び児童福祉法の下における障害児支援(障害児通所支援及び障害児入所支援をいいます。以下同じです。)の対価に係る医療費控除については、次のとおり取り扱われています。

① 障害者自立支援法に基づき利用する障害福祉サービスのうち、次に掲げるものが医療費控除の対象とされています。

サービスの種類	医療費控除の対象
療養介護 【医療系サービス】	自己負担額の全額
居宅介護(注1) 【福祉系サービス】	・身体介護(居宅における身体介護が中心である場合) ・通院等介助(身体介護を伴う通院介助が中心である場合) ・乗降介助(通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合)
重度訪問介護 【福祉系サービス】	自己負担額の 2 分の 1 (注 1、2)
重度障害者等包括支援(注3) 【福祉系サービス】	提供されたサービスに係る自己負担額のうち、居宅介護及び短期入所の部分は全額、重度訪問介護の部分は 2 分の 1 が対象 (注 1、2)
短期入所 【福祉系サービス】	市町村により遷延性意識障害者加算等として決定された部分に限ります。

(注 1) 医師との適切な連携をとって提供されたサービスに限ります。

(注 2) 重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、身体介護に係る部分に限ります。

(注 3) 重度障害者等包括支援は、身体介護を中心に居宅介護その他在宅系の障害福祉サービスを提供するものです。

② 児童福祉法に基づき利用する障害児支援のうち、次に掲げるものが医療費控除の対象とされています。

障害児通所支援	障害児入所支援
医療型児童発達支援 【医療系サービス】 ・肢体不自由児通園施設	医療型障害児入所施設での支援 【医療系サービス】 ・肢体不自由児施設 ・知的障害児施設(第一種自閉症児施設) ・重症心身障害児施設

2 平成 24 年度税制改正における医療費控除の改正

(1) 介護福祉士等による喀痰吸引等の実施

従前、喀痰の吸引や経管栄養(以下「喀痰吸引等」といいます。))は、医行為に該当し、医師法等により、原則として、医師・看護師・准看護師のみが実施することができることとされていました。

平成 23 年 6 月に成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 72 号)において、社会福祉士及び介護福祉士法の改正が行われ、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が、医師の指示の下で行うなどの要件の下で、喀痰吸引等を行うことができることとされ、平成 24 年 4 月 1 日から施行されました。

なお、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間は、介護福祉士が喀痰吸引等を行う場合にも、介護職員と同様に一定の研修を受ける必要があることとされました。したがって、この間に喀痰吸引等を行うには、介護福祉士を含め全ての者が、認定特定行為業務従事者(一定の研修を受けた介護福祉士及び介護職員等をいいます。以下同じです。)である必要があります。

(2) 医療費控除の対象となる医療費の範囲への介護福祉士等による喀痰吸引等に係る費用の自己負担分の追加

上記(1)の改正に伴い、平成 24 年度税制改正において、医療費控除の対象となる医療費の範囲に、介護福祉士による喀痰吸引等及び認定特定行為業務従事者による特定行為(喀痰吸引等のうち、認定特定行為業務従事者が修了した喀痰吸引等研修の課程に応じて定める一定の行為をいいます。)(以下「介護福祉士等による喀痰吸引等」と総称します。))に係る費用の自己負担分が加えられました(所令 207 七)。

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日以後に支払う医療費について適用されます(改正所令附則 3 ①)。

3 介護保険制度の下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱い

(1) 新たに医療費控除の対象となる介護福祉士等による喀痰吸引等

平成 24 年度税制改正により、新たに医療費控除の対象となる介護福祉士等による喀痰吸引等は、従前、医療費控除の対象となっていなかった次に掲げる居宅サービス等を利用し、かつ、これらの居宅サービス等において実施されるものです。

- ① 上記 1 (3)②の福祉系サービスで、上記 1 (3)①の医療系サービスと併せて利用しないもの
- ② 生活援助中心型の訪問介護
- ③ 特定施設入居者生活介護
- ④ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑦ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(2) 医療費控除の対象となる金額

上記(1)に掲げる居宅サービス等については、そのサービスの一部分として介護福祉士等による喀痰吸引等が行われることから、その居宅サービス等に要する費用に係る自己負担額の 10 分の 1 が医療費控除の対象となる金額とされています。

なお、介護保険法では、居宅サービス等を行う事業者が利用者に対して利用料の領収証を発行することとされていますが、厚生労働省では、医療費控除の対象となる金額を明らかにするため、その領収証に(1)の居宅サービス等に要する費用に係る自己負担額の 10 分の 1 の金額を区分して記載するよう各事業者に対して事務連絡を行っています(資料 1 参照)。

4 障害者自立支援法等の下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱い

(1) 新たに医療費控除の対象となる介護福祉士等による喀痰吸引等

平成 24 年度税制改正により、新たに医療費控除の対象となる介護福祉士等による喀痰吸引等は、従前、医療費控除の対象となっていなかった障害者自立支援法及び児童福祉法(以下「障害者自立支援法等」といいます。))に基づく次に掲げる障害福祉サービス及び障害児支援(以下「障害福祉

サービス等」といいます。)を利用し、かつ、これらの障害福祉サービス等において実施されるものです。

障害福祉サービス		障害児支援
①同行援護	⑥施設入所支援	⑪児童発達支援(上記1(4)②の表の医療型を除きます。)
②行動援護	⑦自立訓練	⑫放課後等デイサービス
③生活介護	⑧就労移行支援	⑬障害児入所施設での支援(上記1(4)②の表の医療型を除きます。)
④短期入所(注)	⑨就労継続支援	
⑤共同生活介護	⑩共同生活援助	

(注) 市町村により遷延性意識障害者加算等として決定された部分を除きます。

(2) 医療費控除の対象となる金額

上記(1)に掲げる障害福祉サービス等については、そのサービスの一部として介護福祉士等による喀痰吸引等が行われることから、その障害福祉サービス等に要する費用に係る自己負担額の10分の1が医療費控除の対象となる金額とされています。

なお、障害者自立支援法等では、障害福祉サービス等を行う事業者が利用者に対して利用料の領収証を発行することとされていますが、厚生労働省では、医療費控除の対象となる金額を明らかにするため、その領収証に(1)の障害福祉サービス等に要する費用に係る自己負担額の10分の1の金額を区分して記載するよう各事業者に対して事務連絡を行っています(資料2参照)。

※ 利用料の領収証の内容などの詳細については、厚生労働省(下記連絡先)又はお近くの区市町村の窓口におたずねください。

《介護保険制度関係》

厚生労働省老健局総務課企画法令係

03-5253-1111(内線)3909

《障害者自立支援法等関係》

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画法令係、福祉サービス係、訪問サービス係

03-5253-1111(内線)3148、3091、3092